電気料金メニュー定義書

【湘南のオール電化 電灯Ｂ】

令和２年４月１日実施

湘南電力株式会社

目次

１．実施期日 3
２．定義 3
３．適用条件 4
４．供給電気方式、供給電圧および周波数 5
５．契約電流 5
６．電気料金 5
７．使用電力量の算定 6
８．適用期間 7
９．契約電流の変更 7
１０．湘南のオール電化Ｂの定義書の変更および廃止 7
１１．その他 8
実施細目（適用範囲） 9
附則 １０
別表 １１
１．燃料費調整 １１
2. 日割計算の基本算式 １３

電気料金メニュー定義書【湘南のオール電化電灯Ｂ】（以下、「湘南のオール電化Ｂ定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款にもとづき、電灯または小型機器をご使用され、かつ送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が１キロボルトアンペア以上であるものをご使用のお客さまへの電気を小売りする時の料金その他条件を定めたものです。

なお、湘南のオール電化Ｂ定義書に定める基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価の金額は、すべて消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

１．実施期日

湘南のオール電化Ｂ定義書は、令和２年４月１日より実施します。

２．定義

次の言葉は、湘南のオール電化Ｂ定義書においてそれぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、湘南のオール電化Ｂ定義書においても同様の意味で使用します。

（１）貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

（２）平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価額を計算する場合の期間とし、毎年１月１日から３月３１日までの期間、２月１日から４月３０日までの期間、３月１日から５月３１日までの期間、４月１日から６月３０日までの期間、５月１日から７月３１までの期間、６月１日から８月３１日までの期間、７月１日から９月３０日までの期間、８月１日から１０月３１日までの期間、９月１日から１１月３０日までの期間、１０月１日から１２月３１日までの期間、１１月１日から翌年の１月３１日までの期間または１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は翌年の２月２９日までの期間といたします。）をいいます。

（３）季節区分

季節区分は、次の期間といたします。

①夏季

毎年７月１日から９月３０日までの期間をいいます。

②冬季

毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場　合は、翌年の２月２９日までの期間といたします。）をいいます。

③その他季

夏季および冬季以外の期間をいいます。

（４）平日休日区分

平日休日区分は、次の通りといたします。

①平日

②にいう休日以外の日をいいます。

②休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日
12 月 31 をいいます。

（５）時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

①ピーク時間

夏季の平日における毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。

②オフピーク時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

③深々夜時間

毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます。

④夜間時間

ピーク時間、オフピーク時間および深々夜時間以外の時間をいいます。

（６）夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、主として深々夜時間または夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。

（７）オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

３．適用条件

湘南のオール電化電灯Ｂ定義書にもとづく電気料金メニュー（以下、「湘

南のオール電化Ｂ」といいます。）は、契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるお客さまで、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

４．供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、技術上やむを得ない場合には、交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

５．契約電流

（１）契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

（２）送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けることがあります。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

６．電気料金

（１）電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）で算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

（２）基本料金

基本料金は、1 ヶ月につき次のとおりとします。ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

契約電流 30 アンペア	858.00 円
契約電流 40 アンペア	1,144.00 円
契約電流 50 アンペア	1,430.00 円
契約電流 60 アンペア	1,716.00 円

（３）電力量料金

１ヶ月の電力量料金は、電気需給約款１９（料金の算定期間）に定める算定期間において、その１月の季節別、平日休日別および時間帯別

の使用電力量によって算定いたします。ただし、別表１（燃料費調整）（１）①によって計算された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表１（燃料費調整）（１）④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表１（燃料費調整）（１）①によって計算された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表１（燃料費調整）（１）④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

①ピーク時間

１キロワット時につき	25.80 円

②オフピーク時間

夏季、冬季、その他季共通

１キロワット時につき	25.80 円

③深々夜時間

夏季、冬季、その他季共通

１キロワット時につき	17.78 円

④夜間時間

夏季、冬季、その他季共通

１キロワット時につき	25.80 円

７．使用電力量の算定

（１） 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。

（２） 料金の算定期間の季節別、平日休日別および時間帯別の使用電力量は、季節別、平日休日別および時間帯別に、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の季

節別、平日休日別および時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

８．適用期間

（１）湘南のオール電化Ｂの適用開始日は、電気需給約款６（電気需給契約の申込み）に定めた電気需給契約の申込みの場合には、電気需給約款１０（供給の開始）（１）に定める需給開始日とし、電気需給約款３２（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。

（２）湘南のオール電化Ｂの適用期間は、（１）に定める適用開始日から電気需給約款３４（電気需給契約の廃止）に定める廃止期日または解約日までとします。

９．契約電流の変更

（１）当社が、お客さまから契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが、新たな電気需給契約のお申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電流の値の変更を希望する場合には、この限りではありません。

（２）お客さまはやむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から１年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。

（３）契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は、電気需給約款４（この需給約款等の変更）（４）、（５）および（６）に準じます。

１０．湘南のオール電化Ｂの定義書の変更および廃止

（１）当社は、湘南のオール電化Ｂの定義書を変更する場合には、電気需給約款４（この需給約款等の変更）に準じます。

（２）当社は、湘南のオール電化Ｂの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

（３）湘南のオール電化Ｂの定義書の廃止に伴い、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は、電気需給約款４（この需給約款等の変更）（４）、（５）お

よび（６）に準じます。

１１．その他

（１）その他の事項については、電気需給約款に定めるところによるものといたします。

（２）この料金表の実施上必要な細目的事項については、実施細目（適用範囲）によるものといたします。

実施細目（適用範囲）

１．夜間蓄熱式機器

（１）夜間蓄熱式機器とは、２（定義）（６）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

（２）２（定義）（６）の「主として深々夜時間または夜間時間に通電する機能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を深々夜時間または深夜時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。

（３）　夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

　なお、お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、電気需給約款３７（解約等）（１）に準じて需給契約を解約することがあります。

（４）当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

２　　オフピーク蓄熱式電気温水器

⑴　オフピーク蓄熱式電気温水器とは、２（定義）（７）に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

⑵　オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

　なお、お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、需給約款３７（解約等）（１）に準じて需給契約を解約することがあります

⑶　当社は、オフピーク蓄熱式電気温の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

附則

余白

別表

１．燃料費調整

（１）　燃料費調整額の計算

①平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝Ａ × α ＋ Ｂ × β ＋ Ｃ × γ

Ａ＝各平均燃料価格計算期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格計算期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格計算期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.1970

β＝0.4435

γ＝0.2512

なお、各平均燃料価格計算期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、少数点以下第１位で四捨五入します。

②燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

イ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

燃料費調整単価＝（44,200 円 － 平均燃料価格）×（（２）の基準単価 ÷ 1,000）

ロ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

燃料費調整単価＝（平均燃料価格 － 44,200 円）×（（２）の基準単価 ÷ 1,000）

③燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期

間に使用される電気に適用いたします。
なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月１日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

④燃料費調整額
燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（２）　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

１キロワット時につき	**２３銭２厘**

（３）　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、（１）①の各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格、１トン当たりの平均石炭価格および（１）②によって算定された燃料費調整単価を、当社のホームページに掲載します。

2. 日割計算の基本算式

電気需給約款２２（日割計算）に定める日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

①　電力量区分を日割する場合

イ　第１段階料金適用電力量＝120 キロワット時×$\dfrac{\text{日割計算対象日数}}{\text{３０日}}$

なお、第１段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ　第２段階料金適用電力量＝300 キロワット時×$\dfrac{\text{日割計算対象日数}}{\text{３０日}}$

－第１段階料金適用電力量

なお、第２段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

②　①に規定する第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。